

# 高額介護（予防）サービス負担上限額が変わります！

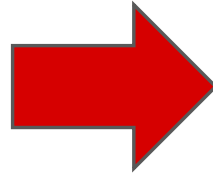
令和3年8月から、国の制度改正に伴い、一定額以上の所得等のある世帯に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しが行われます。

（8月以降、「高額介護（予防）サービス費」の支給額が減少したり、「利用者負担額」が「負担上限額」を超えず、支給額が「0」となる場合があります！）

令和3年  
8月1日から  
変わります！

※1「課税所得」とは  
すべての所得から「所得控除額※2」を差し引いたものです

※2【所得控除額】とは  
雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除のことです



## 令和3年7月まで（令和3年7月31日サービス分まで）

住民税課税状況	利用者負担段階区分	上限額（月額）
本人課税 もしくは 本人非課税 ＋ 世帯員課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>現役並み所得者 (同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人)</li> </ul>	世帯 44,400円
本人非課税 ＋ 世帯員課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般 (上記に該当しない場合)</li> </ul>	世帯 44,400円
本人非課税 ＋ 世帯員非課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税世帯非課税 (本人および世帯員の住民税が非課税の場合)</li> </ul>	世帯 24,600円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の「課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」の合計が80万円以下</li> <li>本人が老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	個人 15,000円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が生活保護の受給者</li> </ul>	個人 15,000円

## 令和3年8月から（令和3年8月1日サービス分から）

住民税課税状況	利用者負担段階区分	上限額（月額）
本人課税 もしくは 本人非課税 ＋ 世帯員課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>「課税所得※1」が690万円以上 (同じ世帯の65歳以上の人の中で、一番所得が多い人が上記の場合)</li> </ul>	世帯 140,100円
本人非課税 ＋ 世帯員課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>「課税所得※1」が380万円以上690万円未満 (同じ世帯の65歳以上の人の中で、一番所得が多い人が上記の場合)</li> <li>「課税所得※1」が145万円以上380万円未満 (同じ世帯の65歳以上の人の中で、一番所得が多い人が上記の場合)</li> <li>一般 (上記の利用者負担段階区分のいずれにも該当しない場合)</li> </ul>	世帯 93,000円
本人非課税 ＋ 世帯員課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>「課税所得※1」が145万円以上380万円未満 (同じ世帯の65歳以上の人の中で、一番所得が多い人が上記の場合)</li> <li>一般 (上記の利用者負担段階区分のいずれにも該当しない場合)</li> </ul>	世帯 44,400円
本人非課税 ＋ 世帯員非課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民税世帯非課税 (本人および世帯員の住民税が非課税の場合)</li> </ul>	世帯 24,600円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の「課税年金収入額」＋「その他の合計所得金額」※3の合計が80万円以下</li> <li>本人が老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	個人 15,000円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人が生活保護の受給者</li> </ul>	個人 15,000円

次の利用者負担（自己負担）は高額介護（予防）サービス費の対象とはなりませんので、注意してください

- 福祉用具購入費
- 住宅改修費
- 支給限度額を超えた部分  
(全額利用者負担となる部分)
- 食費、居住費（滞在費）、日常生活費



「利用者負担段階区分」の判定時点等の補足です

- 【世帯の状況】  
月の初日時点の世帯構成で判定します
- 【住民税の「課税・非課税」の状況】  
4月～7月は前年度の住民税の課税状況で判定し、  
8月～3月は今年度の住民税の課税状況で判定します
- 【月の途中で「生活保護」になった場合】  
月の初日から「生活保護の受給者」の段階を適用します

※3「その他の合計所得金額」とは「給与所得」＋「それ以外の所得」をいいます  
【給与所得】

- ①「所得金額調整控除額※4」ありの方  
「給与所得」＋「所得金額調整控除額※4」－「10万円」
- ②「所得金額調整控除額※4」なしの方  
「給与所得」－「10万円」

ただし、①または②の計算後の金額が「0」を下回る場合は、給与所得は「0」となります

※4「給与所得」を算出する上での「所得金額調整控除額」とは、税法上の給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除額をいいます  
子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除額は含みません